

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の 「(株)丸大・(株)新潟丸大ギフトカード 500円 (株)丸大・(株)新潟丸大商品券 500円」払戻しのお知らせ

令和7年1月26日(日)にて利用終了いたしました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内にお申し出をお願い申し上げます。

■払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号:株式会社丸大

■払戻しの対象となる前払式支払い手段の種類

「(株)丸大・(株)新潟丸大ギフトカード 500円」



「(株)丸大・(株)新潟丸大商品券 500円」



■払戻しの申出期間

令和7年1月27日(月)00:00～令和7年4月30日(水)23:59

※当該申出期間内に申し出をされなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

■払戻しの申出方法

- 右記二次元バーコードより払戻し申込書・料金受取人払表示用紙を印刷ください。
- 払戻し申込書に「氏名・住所・電話番号・商品券枚数・金額・振込先口座情報(金融機関名称・金融機関コード・支店名・店番号・口座番号・種別・口座名義人名カタカナ)」を記入ください。
- 長形3号封筒をご用意いただき、料金受取人払表示用紙を貼付けし、商品券を同封のうえ、郵便局窓口へ持込み郵送ください。
- 郵送先:〒102-8790 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイホールディングス 会計管理部 丸大商品券払戻し担当
- 郵便料金は株式会社丸大負担とし、差出人有効期間は令和7年4月30日(水)当日消印有効
- 申込書に明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

URLは<https://www.itoyokado.co.jp/marudaisyuhinken/index.pdf>

払戻し申込書はこちら



■払戻しの方法

- 先着順全額払いとする。 ○額面金額を、振込にて返金いたします。
- ※振込手数料は、株式会社丸大負担とする。

■その他当該払戻しの手続きに関し参考となるべき事項

- 利用終了の周知期間:令和6年11月15日(金)～令和7年1月26日(日)
- 利用終了の周知方法:店頭ポスターおよびホームページでのご案内。

■払戻しに関するお問い合わせ先

〒951-8067 新潟県新潟市中央区本町通六番町1122番1

株式会社丸大 業務部 / 電話:025(223)0800 / 受付時間:10:00～17:00(土・日・祝日除く)